平成２２年（フ）第５４号
大津市本丸町６番24―52号
破産者　舩阪　義治
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１３号
大津市大平２―31　石山団地第２号棟101号室、住民票上の住所京都市右京区嵯峨野宮ノ元町３番地13
破産者　笹村　利朗（旧姓清水）
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２号
奈良県生駒郡平群町春日丘１丁目９番18号
破産者　堀江　弘幸
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２１０号
奈良市法華寺町303番地の１　るねみぎわ206号
破産者　吉田　　史
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２０号
広島市安佐南区西原５丁目６番32―７号
破産者　墨光堂こと　岡田　義純
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３号
高知県四万十市蕨岡甲6326番地
破産者　福本　惠一
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第２３９号
福岡県小郡市二森1443番地１　213号室
破産者　田中由美子
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第８４９号
熊本市植木町岩野13番地２、開始決定時の住所熊本市植木町富応1297番地16
破産者　古澤　秀司
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９７９号
熊本市春日５丁目22番１号
破産者　園田　光弘
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５６０号
大分市大字駄原2796番地の15
破産者　南波　　剛
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２０３号
栃木県足利市巴町2543番地
破産者　川島　宏司
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第５号
兵庫県姫路市夢前町古知之庄695番地
破産者　山本　淳之
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３７９号
茨城県筑西市下中山19番地　柴山住宅１、前住所茨城県筑西市岡芹790番地
破産者　長谷川紀男
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１４６号
栃木県上都賀郡西方町大字本郷511番地６
破産者　落合千枝子
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第９６０号
静岡市葵区平和２丁目30番24号
破産者　屋代　明裕
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５７０号
大阪市西成区南開１丁目４番10号
破産者　東中　清治
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７７７号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番　武庫川団地７号棟712号室、開始決定時の住所大阪府箕面市瀬川４丁目６番36―303号
破産者　村上めづる
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２４８号
千葉県八千代市高津678―２　グリーンハイランドⅠ―302号、従前の住所大阪府箕面市牧落３丁目14番９号
破産者　磯村　　尚
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部